

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
 (平成25年6月21日～7月20日(セイヨウナタネ1件、ダイズ3件、
 トウモロコシ6件及びワタ2件))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

| 遺伝子組換え生物等の種類の名称 | 第一種使用等の内容 |
|---|---|
| チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ(改変 <i>cry1F</i> , 改変 <i>cry1Ac</i> , <i>pat</i> , <i>Glycine max</i> (L.) Merr.) (DAS81419, OECD UI:DAS-81419-2) | 隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |
| 除草剤グリホサート耐性トウモロコシ(改変 <i>epsps grg23 ace5</i> , <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Illis)(Event VCO-Ø981-5, OECD UI:VCO-Ø981-5) | 隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |
| 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(改変 <i>cp4 epsps</i> , <i>Brassica napus</i> L.) (MON88302, OECD UI:MON-883Ø-9) | 食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |
| 除草剤ジカンバ及びグリホサート耐性ダイズ(改変 <i>dmo</i> , 改変 <i>cp4 epsps</i> , <i>Glycine max</i> (L.) Merr.) (MON87708×MON89788, OECD UI:MON-877Ø-9×MON-89788-1) | 食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |
| 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ(<i>FAD2-1A</i> , <i>FATB1-A</i> , 改変 <i>cp4 epsps</i> , <i>Glycine max</i> (L.) Merr.) (MON87705×MON89788, OECD UI:MON-877Ø-6×MON-89788-1) | 食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件（続き）

| 遺伝子組換え生物等の種類の名称 | 第一種使用等の内容 |
|--|--|
| <p>除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ(<i>cry1A.105</i>, 改変<i>cry2Ab2</i>, <i>cry1F</i>, <i>pat</i>, 改変<i>cp4 epsps</i>, 改変<i>cry3Bb1</i>, <i>cry34Ab1</i>, <i>cry35Ab1</i>, <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Iltis)(MON87427 × MON89034 × <i>B. t.</i> Cry1F maize line 1507 × MON88017 × <i>B. t.</i> Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7, OECD UI:MON-87427-7 × MON-89034-3 × DAS-0507-1 × MON-8807-3 × DAS-59122-7)(MON87427、MON89034、<i>B. t.</i> Cry1F maize line 1507、MON88017及び <i>B. t.</i> Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該トウモロコシから分離した後代系統のもの（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）を含む。）</p> | <p>食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為</p> |
| <p>除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ(<i>cry1A.105</i>, 改変<i>cry2Ab2</i>, 改変<i>cp4 epsps</i>, 改変<i>cry3Bb1</i>, <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Iltis)(MON87427 × MON89034 × MON88017, OECD UI: MON-87427-7 × MON-89034-3 × MON-8807-3)(MON87427、MON89034及びMON88017それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該トウモロコシから分離した後代系統のもの（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）を含む。）</p> | <p>食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為</p> |
| <p>除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ(<i>cry1A.105</i>, 改変<i>cry2Ab2</i>, 改変<i>cp4 epsps</i>, <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Iltis)(MON87427 × MON89034 × NK603, OECD UI: MON-87427-7 × MON-89034-3 × MON-0606-6)(MON87427、MON89034及びNK603それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該トウモロコシから分離した後代系統のもの（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）を含む。）</p> | <p>食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為</p> |

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件（続き）

| 遺伝子組換え生物等の種類の名称 | 第一種使用等の内容 |
|---|--|
| <p>チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ(改変<i>cry1Ab</i>, 改変<i>vip3A</i>, 改変<i>cry3Aa2</i>, 改変<i>cry1F</i>, <i>ecry3.1Ab</i>, <i>pat</i>, <i>mEPSPS</i>, <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Iltis)(Bt11 × MIR162 × MIR604 × <i>B. t.</i> Cry1F maize line 1507 × Event 5307 × GA21, OECD UI:SYN-BTØ1-1 × SYN-IR162-4 × SYN-IR6Ø-5 × DAS-Ø5Ø-1 × SYN-Ø3Ø-1 × MON-ØØØ1-9)(Bt11、MIR162、MIR604、<i>B. t.</i> Cry1F maize line 1507、Event 5307及びGA21それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該トウモロコシから分離した後代系統のもの(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)を含む。)</p> | <p>食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為</p> |
| <p>チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ(改変<i>cry1Ab</i>, 改変<i>cry3Aa2</i>, 改変<i>cry1F</i>, <i>ecry3.1Ab</i>, <i>pat</i>, <i>mEPSP S</i>, <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Iltis)(Bt11 × MIR604 × <i>B. t.</i> Cry1F maize line 1507 × Event 5307 × GA21, OECD UI:SYN-BTØ1-1 × SYN-IR6Ø-5 × DAS-Ø5Ø-1 × SYN-Ø3Ø-1 × MON-ØØØ1-9)(Bt11、MIR604、<i>B. t.</i> Cry1F maize line 1507、Event 5307及びGA21それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該トウモロコシから分離した後代系統のもの(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)を含む。)</p> | <p>食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為</p> |
| <p>除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性並びにチョウ目害虫抵抗性ワタ(<i>2mepsps</i>, 改変<i>bar</i>, 改変<i>cry1Ab</i>, <i>cry2Ae</i>, <i>Gossypium hirsutum</i> L.)(GHB614 × T304-40 × GHB119, OECD UI:BCS-GHØØ-5 × BCS-GHØØ-7 × BCS-GHØØ-8)(GHB614、T304-40及びGHB119それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該ワタから分離した後代系統のもの(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)を含む。)</p> | <p>食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為</p> |

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件（続き）

| 遺伝子組換え生物等の種類の名称 | 第一種使用等の内容 |
|---|--|
| チョウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性ワタ(改変 <i>cry1F</i> , 改変 <i>cry1Ac</i> , 改変 <i>vip3A</i> , <i>pat</i> , 改変 <i>cp4 epsps</i> , <i>Gossypium hirsutum</i> L.)(281×3006×COT102×MON88913, OECD UI:DAS-24236-5×DAS-21023-5×SYN-IR102-7×MON-88913-8) | 食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為 |

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成25年6月21日（金）から7月20日（土）まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

3. 意見募集の結果（関係省に提出された意見の合計）

| | |
|---------|-----|
| 意見提出数 | 96通 |
| 整理した意見数 | 5件 |

4. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について
(平成25年6月21日～7月20日(セイヨウナタネ1件、ダイズ3件、トウモロコシ6件及びワタ2件))

| | 意見分野 | 意見要旨 | 対応方針 | 件数 |
|---|-----------|--|---|----|
| 1 | 生物多様性影響関係 | <p>遺伝子組換え農作物の承認に反対します。食品や飼料としての安全性はもとより、生態系への影響については、例えば、遺伝子組換えダイズとツルマメの交雑に関して、数年間のみの調査データだけでは不十分なように思います。数回の、ほ場実験調査のみでは把握しきれるものではなく、長期的には、遺伝子組換え農作物は生物多様性に影響を及ぼすように思います。ナタネのこぼれ落ちのように一度広がってしまうと二度と収束させることができません。また、親系統と実質的に同等という「実質的同等性」の観点から安易に判断せず、科学的な安全性評価に基づく慎重な判断が必要です。</p> | <p>遺伝子組換え技術は、人類が抱えるさまざまな課題を解決する有効な手段としての期待がある一方、当該技術を利用してつくられる生物を、食品・飼料として利用するに際しての安全性や環境に悪影響を及ぼす可能性について、懸念が持たれています。</p> <p>このため、我が国において遺伝子組換え農作物を使用するに当たっては、あらかじめ食品及び飼料としての安全、生物多様性への影響について、科学的な審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。その際、食品としての安全性に関しては食品安全基本法及び食品衛生法に、飼料としての安全性に関しては食品安全基本法及び飼料安全法に、そして生物多様性影響に関する安全性については遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ法」といいます。)に基づき、申請ごとに審査を行います。</p> <p>遺伝子組換え農作物により生物多様性に影響があるかどうかについては、1)雑草化して他の野生植物に影響を与えないか(競合における優位性)、2)野生動植物に対して有害な物質を生産しないか(有害物質の産生性)、3)導入された遺伝子が在来の野生植物と交雑して拡がらないか(交雑性)等の観点から、最新の科学的知見に基づき審査しています。審査は、農林水産省及び環境省が以下の手順で行っています。</p> <p>申請者から申請書とともに最新の科学データ、緊急時の措置を定めた計画書(緊急措置計画書)等を要求 提出データ等の妥当性等を確認 学識経験者からの意見を聴取 必要に応じて申請者に対して追加データ、試験等を要求 承認の可否を判断</p> <p>これらの結果、生物多様性に対し影響を生じさせるおそれがないと認められたもののみを承認しており、これまでのところ118件の遺伝子組換え作物の一般使用に関する承認を行っています。</p> | 72 |

| | | | | |
|---|-----------|---|--|----|
| | | | <p>承認した後に、モニタリング調査の結果や、科学的な知見の充実などにより、新たに生物多様性影響が生じるおそれがあると認められるに至った場合には、遺伝子組換え生物の使用方法を定めた第一種使用規程を変更又は廃止しなければならないとしているところです。</p> <p>さらに、万が一、将来我が国の生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められるに至った場合には、承認取得者自らが生物多様性影響を効果的に防止するためにとるべき措置について定めた緊急措置計画書に従い、生物多様性影響を防止するための措置をとることとしております。なお、緊急措置計画書では、緊急措置を講ずるための実施体制及び責任者を明確に記載（個人情報のため非公開）しており、承認取得者は、その体制に従い農林水産省及び環境省と連絡をとりながら科学的根拠を元にリスクの程度に応じて、速やかに機動的な対応を行うこととしているところです。</p> <p>加えて、主務大臣は、生物多様性影響を防止するため緊急の必要があると認めるときには、必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等の使用者等に対して使用等の中止その他の必要な措置をとるべきことを命ずることとしており、このような措置により生物多様性に影響が生ずることがないように対応することとしています。</p> <p>なお、今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知見が得られた場合には、再評価の実施や第一種使用規程の見直しを行うこととしています。</p> <p>また、遺伝子組換えセイヨウナタネのこぼれ落ちについては、農林水産省及び環境省でモニタリング調査を行っています。これまでの調査の結果から、遺伝子組換えセイヨウナタネが繁殖して、非遺伝子組換えのセイヨウナタネや近縁種を駆逐したり、交雑体が広がる等の生物多様性影響が認められるような現象は確認されていません。詳しくは当該調査結果をご参照ください（農林水産省生育実態調査：http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/c_data/index.html、環境省生育実態調査：http://www.bch.biodic.go.jp/natane_1.html）。</p> | |
| 2 | 生物多様性影響関係 | 実験的な環境に近い人工的な耕作地である隔離ほ場試験のデータを承認の根拠に適用することに不安を感じます。 | 遺伝子組換え農作物の第一種使用等における生物多様性影響を適正に評価するためには、実験室や外国の自然条件の下での使用等による特性だけではなく、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性を把握することが必要です。したがって、今回申請のあった遺伝子組換えトウモロ | 14 |

隔離ほ場から遺伝子組換え農作物が漏れた場合にはどのような対処法を考えられているのでしょうか。周辺住民や自治体への説明も必要と思います。台風等の自然災害や虫、鳥による持ち出しなどは想定されているのでしょうか。花粉や種子が漏れ出て生物多様性に影響を及ぼすこともあるのではないのでしょうか。また、第三者によるチェックが必要ではないのでしょうか。

コシ及びダイズについては、屋外に設置された隔離ほ場において試験を行うこととしています。また、すでに海外のほ場試験において、多くの栽培データも得られていることから、こうしたデータを含めて総合的に生物多様性影響を判断します。

隔離ほ場における栽培試験は、関係通知に基づいて、管理責任者を選任し、生物多様性影響評価書別添として策定した隔離ほ場試験計画書に基づき実施されます。また、交雑可能な在来野生種等が我が国に存在する場合には、併せてモニタリング計画書も策定し、隔離ほ場周辺の野生動植物等について自生状況等を事前に把握した上で影響が生じているかどうかを調査することとしています。

今回、隔離ほ場試験の申請のあった遺伝子組換えトウモロコシ及びダイズのうち、トウモロコシについては、我が国に交雑可能な近縁野生種は存在しません。また、ダイズは、我が国に交雑可能な近縁野生種であるツルマメが存在することから、本組換えダイズとツルマメとの交雑の可能性について、評価しています。その結果、当該隔離ほ場において、限定された環境での一定の作業要領を踏まえた栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為の範囲内で遺伝子組換えダイズは、交雑性等に起因して生物多様性影響が生じるおそれはないと判断しました。

隔離ほ場は、以下の設備要件を満たす限定された環境下にある施設であることが必要です。適正に使用されていない場合には、カルタヘナ法に基づき、主務大臣は、試験の中止等の必要な措置をとるべきことを命ずることとしています。

フェンスその他の部外者の立入りを防止するための囲い
部外者は立入禁止であること等を記載した標識

隔離ほ場で使用した機械等を洗浄する設備など遺伝子組換え農作物が隔離ほ場の外に意図せず持ち出されることを防止するための設備
遺伝子組換え農作物の花粉が広範囲に飛散することが想定される場合は、防風林、防風網など花粉の飛散を減少させるための設備

併せて、その施設では、使用した遺伝子組換え農作物の不活化や、使用した機械、器具等の洗浄や持ち出し防止等の各種作業要領を遵守して作業を行う必要があります。

さらに、隔離ほ場での栽培試験にあたっては、申請者に対し、隔離ほ場がある地区を管轄するＪＡ、周辺自治体等への説明を行い、あらかじめ周辺農家等の理解を得ることを求めています。

| | | | | |
|---|-------|---|---|----|
| | | | <p>また、生物多様性影響の防止に関する事項について検討するための委員会を申請者に設置させ、当該委員会には第三者の委員を含めるよう努めています。また、関係通知に基づき緊急措置計画書を策定し、生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合に、申請者自らが生物多様性影響を防止するための措置を定めることとしています。この緊急措置計画書については、モニタリング計画書とともに生物多様性影響評価検討会において学識経験者の意見を聴取することとしています。緊急措置計画では、管理責任者やこれを補佐する管理主任者を定め、従事者の教育訓練、モニタリングの実施、施設の維持管理等が行われます。</p> <p>隔離ほ場については、市町村が作成しているハザードマップ等により、過去に災害の少ない内陸部に位置していることを確認しており、生物多様性に影響が生ずるおそれが認められるに至った場合にはただちに試験を中止することとしています。</p> | |
| 3 | 交雑性関係 | <p>遺伝子組換え農作物が非組換え農作物と交雑し、非遺伝子組換え農作物に遺伝子組換え農作物の遺伝子が入る可能性があります。生物多様性保全の観点から強く反対します。</p> | <p>一般に、農作物はその種類によって、特定の野生植物としか交雑しないことが知られています。</p> <p>今回、意見・情報の募集を行ったセイヨウナタネ（一般使用等申請）、ダイズ（隔離ほ場試験、一般使用等申請）、トウモロコシ（隔離ほ場試験、一般使用等申請）及びワタ（一般使用等申請）のうち、一般使用等申請のあったトウモロコシ及びワタについては、我が国に交雑可能な近縁野生種は存在しません。ダイズについては、我が国で、交雑可能な野生種としては、ツルマメのみが知られておりますが、極めて低い率でしか交雑しません。仮に交雑した場合には、除草剤耐性の形質を有すると考えられますが、除草剤が散布されることが想定されない自然環境中で本形質を有することにより雑草化して他の野生植物に影響を与えるとは考え難く、このような雑種が生じたとしても、その雑種がツルマメの集団において優占化する可能性は低いと考えられます。なお、念のため隔離ほ場周辺のツルマメとの交雑等については、モニタリング実施計画書に基づき調査することとしています。セイヨウナタネについては、我が国に交雑可能な在来の近縁野生種は存在しないことから、交雑可能な外来の近縁種との交雑の可能性について、評価を行っています。その結果、交雑により生じた雑種が競合において優位になり、他の近縁種の個体群を駆逐する可能性は極めて低いと考えています。</p> | 31 |

| | | | | |
|---|-----------|--|--|---|
| | | | <p>また、隔離ほ場試験申請のあったダイズ及びトウモロコシの隔離ほ場試験の場合には、申請書に記載された場所であって、以下の設備要件を満たす限定された環境下にある施設で行うことを確認しています。</p> <p>フェンスその他の部外者の立入りを防止するための囲い 部外者は立入禁止であること等を記載した標識 隔離ほ場で使用した機械等を洗浄する設備など遺伝子組換え農作物が隔離ほ場の外に意図せず持ち出されることを防止するための設備 遺伝子組換え農作物の花粉が広範囲に飛散することが想定される場合は、防風林、防風網など花粉の飛散を減少させるための設備 併せて、その施設では、使用した遺伝子組換え農作物の不活化や、使用した機械、器具等の洗浄や持ち出し防止等の各種作業要領を遵守して作業を行う予定です。</p> <p>さらに、隔離ほ場での栽培試験にあたっては、申請者に対し、隔離ほ場がある地区を管轄するＪＡ、周辺自治体等への説明を行い、あらかじめ周辺農家等の理解を得ることを求めているところです。</p> <p>以上から、隔離ほ場における花粉飛散による交雑防止は図られるものと考えています。</p> <p>なお、農作物は、人が野生植物から改良に改良を重ねて作り出した植物であり、人が作り出す環境に適応した植物です。日本の野生植物とは根本的に異なることから、同様には扱えません。遺伝子組換え農作物に限らず、別の農作物との交雑は、一般的に生物多様性に影響を及ぼす問題ではなく、農作物の品質管理の問題であり、生産・流通段階における交雑・混入防止のための取組が重要と考えています。</p> <p>これまでのところ１１８件の遺伝子組換え作物について、輸入や流通、栽培等の一般使用に関する承認を行っています。これまでに承認した遺伝子組換え作物は、海外での大規模栽培等を前提とした品種であり、現在、国内で商業的に栽培されている食用の遺伝子組換え作物はありません。</p> | |
| 4 | 除草剤耐性雑草関係 | 除草剤耐性遺伝子組換え作物の使用により、農薬使用が増加します。また、除草剤に耐性を持つ雑草が出現するおそれがあると思います。 | <p>植物では、組換え遺伝子が導入されていなくても、特定の農薬の長期散布や大量散布により、これらの植物が特定の農薬に対する耐性を獲得することがあります。</p> <p>したがって、農薬の使用に当たっては、作用機作の異なる農薬を順に使用するなど使用方法を工夫することにより除草剤抵抗性雑草の発現を</p> | 4 |

| | | | | |
|---|---------|---|--|---|
| | | | <p>極力抑えることが基本です。仮に、ある特定の除草剤に耐性を持つ植物であっても、ほかの除草剤を散布すれば枯れてしまいますし、草刈り等物理的な駆除も有効です。このため、どのような除草剤も効かず、防除ができないような雑草が発生するとは考えられていません。</p> <p>また、今回、申請のあった遺伝子組換え農作物 12 系統のうち、6 系統は、作用機作の異なる複数の除草剤に耐性を有するものです。特定の除草剤の連続した散布により、他の植物が特定の除草剤に対する耐性を獲得しないよう、複数の除草剤の使用を前提としたものとなっています。こうした系統の導入により、従来よりも除草剤の使用が軽減されることが期待されています。</p> <p>なお、農薬については、作物・農薬ごとに農薬の使用基準や残留農薬基準値が定められています。農薬を使用基準どおりに使用すれば、人体や生物多様性への悪影響は未然に防止できます。</p> <p>今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知見が得られた場合には、再評価の実施や第一種使用規程の見直しを行うこととしています。</p> | |
| 5 | 学識経験者関係 | <p>学識経験者はどのように選んでいるのでしょうか。</p> <p>また、パブリックコメントに関する資料は専門用語が多く分かりにくく、周知がなされていないように思います。もっとわかりやすくして公に広く公開し、多くの国民から意見を募る必要があると思います。</p> | <p>生物多様性影響の審査に当たっては、学識経験者から意見を聴取することにしてはいますが、学識経験者については、生物多様性影響評価書の検討に必要な専門的な知見を有する者の中から選定しています。選定された学識経験者の氏名、所属の公表を行うとともに、検討会は公開で開催し、資料、議事録を公表するなど、公平性・透明性の確保に努めています。</p> <p>また、遺伝子組換え農作物の審査が終了した後は今回のように、意見・情報の募集（パブリックコメント）を行っています。毎回、募集を開始する際に、マスメディア向けの記者発表（プレスリリース）を行うとともに、農林水産省や環境省での情報提供やホームページを通じて広くお知らせし、国民の皆様からご意見をお伺いすることとしています。寄せられたご意見については、今回の生物多様性影響評価の結果に付け加えるべき知見等がないか等を精査・検討しています。その上でご意見についての回答を作成し、農林水産省及び環境省のホームページで公表の上、必要な施策に適宜反映していくこととしています。</p> | 5 |

| | | | |
|-----|--|--|--|
| | | <p>さらに、農林水産省では、平成22年8月に遺伝子組換え農作物の審査・管理の能力や透明性及び科学的一貫性を向上させるため、審査・管理の標準的な手順をまとめた「遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る標準手順書」を公表し、その手順に添って審査を行っています (http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/c_data/sop/index.html)。この標準手順書に基づき、農林水産省は、遺伝子組換え農作物の第一種使用規程の承認申請の審査結果を、審査の結論、審査の概要等からなる、従来よりもより分かりやすい、科学的な審査報告書としてまとめています。</p> <p>審査報告書中の「審査の概要」には、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の観点から評価した結果を、使用した審査データとともにまとめています (http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000101304、又は0000101305、又は0000101306、又は0000101307、又は0000101308、又は0000101309、又は0000101310、又は0000101311、又は0000101312)。</p> <p>パブリックコメントや生物多様性影響の審査に関する手続、審査報告書等の資料等についても、国民の皆様に、より分かりやすいものとなるよう表現の工夫等に努めているところです。より一層、わかりやすくするような取組を工夫していきたいと考えています。</p> | |
| その他 | <p>上記のご意見に加えて、以下のご意見がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の安全性について 79件 ・ 開発国・企業について 21件 ・ 表示について 7件 ・ 除草剤の健康影響等について 4件 ・ 飼料の安全性について 3件 ・ 放射線影響不安について 1件 ・ その他（TPP反対等） 5件 | | |

注 件数欄の件数は重複もあるため、合計が意見提出数と一致しません。